

## 「約款」の平明化および商品ラインアップの簡素化について

第一生命保険相互会社（社長 斎藤 勝利）では、平成20年6月より、ご契約時にお客さまにお渡ししている冊子「ご契約のしおり-定款・約款」のうち、ご契約内容やご契約後の各種お手続き等を記載している「約款」について平明化を行います。また、同時に、商品ラインアップの簡素化を行います。

### 1. 「約款」の平明化について

現在、お客さまにお渡ししている約款は、内容の正確性を重視して法令にならった形式を採用しているため、項目の羅列などが多く、一部分かりにくい表現になっていました。今回、約款全体の構成上の「見やすさ」、文章構成上の「読みやすさ」および用語の「分かりやすさ」のさらなる向上の観点から、社外の幅広い方々からのご意見もとり入れ、以下のような改訂を行っています。

#### 「約款」の主な改訂点（改訂イメージは別紙をご参照ください）

「表」の活用による見やすさの向上  
「表」を活用することで見やすくしました。

構成の見直しによる読みやすさ、分かりやすさの向上  
支払事由に関する「別表」および「備考」を約款の本文中に記載し、お客さまにとって大切な支払事由について一覧性を高めました。

用語の置き換えによる分かりやすさの向上  
専門的または約款特有の用語、表現を一般的な用語、表現に改めました。

現	新
時日を要する場合	日数を要する場合
翌日から起算して5営業日	翌日からその日を含めて5営業日

用語解説の充実による分かりやすさの向上  
用語の意味の解説を約款冒頭の「用語の意義」にて行い、参照しやすくしました。

#### 第1条（用語の意義）

	用語の意義
保険金	死亡保険金および高度障害保険金をいいます。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。

#### その他

- お客さまの権利に関わる部分を中心に、原則として他の条を引用した準用規定を廃止し、個々に具体的に規定するようにしました。
- 「会社の定めるところにより」等の規定を明確化しました。

なお、当社では、平成19年4月に、「ご契約のしおり-定款・約款」について、文字を大きくし、冊子をA5判からA4判へ拡大するとともに、特に重要なことを記載している「ご契約のしおり」部分について、冊子の2色刷化、「ご契約のしおりの読み方」の新設、用語解説の充実等、「見やすさ」、「使いやすさ」、「分かりやすさ」の観点から抜本的な改訂を行っています。

## 2．商品ラインアップの簡素化について

現行販売している商品について、販売件数、他の商品による代替性などの観点から商品ラインアップの見直しの検討を行いました。具体的には、販売件数が他の特約に比べ相対的に少ない特約および現行販売している保障内容が類似する特約での代替が可能な特約などについて、お客さまの利便性にも留意した上で、新契約を取り扱っている特約35商品中4商品、および中途付加を取り扱っている特約67商品中24商品の募集を停止し、商品ラインアップの簡素化を図ります。

当社では、引き続き、お客さまにとって分かりやすい商品ラインアップの実現を目指していくとともに、「ご契約時」、「ご契約期間中」、「お支払い時」の各段階において、ご契約内容へのご理解を一層深めていただくためにお客さまサービスのさらなる向上を図ってまいります。

---

## 「約款」の改訂イメージ

字体を明朝からゴシックへ！

従来の約款（抜粋）

## 5年ごと配当付更新型終身移行保険普通保険約款

(平成19年4月2日制定)

## (この保険の概要)

この保険は、保険金、通減保険金、年金および生存給付金に対応する部分から構成され、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。ただし、通減保険金または年金に対応する部分を除いて構成することもできます。なお、被保険者の年齢が所定の年齢に達した時に、生涯にわたる死亡保障を提供する終身保障に移行され、つぎの給付のうち死亡保険金および高度障害保険金の給付を行います。

- (1) 死亡保険金  
被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
- (2) 遺族年金  
被保険者が保険期間中に死亡したときに、年金を支払います。
- (3) 高度障害保険金  
被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。
- (4) 高度障害年金  
被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに、年金を支払います。
- (5) 生存給付金  
被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。
- (6) 保険料の払込免除  
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

## 1. 用語の意義

## (用語の意義)

第1条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「保険金額」  
「保険金額」とは、保険金に対応する部分において保険金（死亡保険金および高度障害保険金をいいます。以下同じ。）を支払う場合の金額として、保険契約の締結（通減保険金に対応する部分から保険金に対応する部分に変更される場合を含みます。以下本号において同じ。）の際、会社の定めるところにより、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。また、保険契約の終身保障への移行後は、移行日において、会社の定めるところにより計算された金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
- (2) 「通減基本保険金額」  
「通減基本保険金額」とは、通減保険金に対応する部分において保険金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結（保険金に対応する部分から通減保険金に対応する部分に変更される場合を含みます。以下本号において同じ。）の際、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときはまたは保険契約が更新されたときは、変更後または更新後の金額をいいます。
- (3) 「通減保険金額」  
「通減保険金額」とは、通減保険金に対応する部分において保険金を支払う場合の金額として、つぎの算式により得られる金額をいいます。この場合、通減保険金額に100円未満の端数が生じたときは、10円の位を四捨五入して100円単位とします。  
通減基本保険金額 × (1 - 0.05 × 経過年数)
- (4) 「経過年数」  
「経過年数」とは、契約日（保険契約が更新されたときは更新日とします。）から起算して、年単位の契約応当

新しい約款（抜粋）

## 5年ごと配当付更新型終身移行保険普通保険約款

(平成20年6月2日改正)

## (この保険の概要)

この保険は、保険金に対応する部分から構成され、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。ただし、通減保険金または年金に対応する部分を除いて構成することもできます。なお、被保険者の年齢が所定の年齢に達した時に、生涯にわたる死亡保障を提供する終身保障に移行され、つぎの給付のうち死亡保険金および高度障害保険金の給付を行います。

「表」を活用し、見やすさの向上を図りました。

給付の内容		
保険金に対応する部分・通減保険金に対応する部分	死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
	高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。
年金に対応する部分	遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
	高度障害年金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。
生存給付金に対応する部分	生存給付金	被保険者が保険期間満了時に生存しているときに支払います。
各部分共通	保険料払込の免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときにその後の保険料の払込を免除します。

## 1. 用語の意義

## 第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語の意義	
保険金	死亡保険金および高度障害保険金をいいます。
年金	遺族年金および高度障害年金をいいます。
保険金額	保険金に対応する部分において保険金を支払う場合の金額として、保険契約の締結（保険契約の更新時に通減保険金に対応する部分から保険金に対応する部分に変更される場合を含みます。）の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。また、保険契約の終身保障への移行後は、移行日において、第52条（移行後の保険金額の計算）の規定により計算された金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
通減基本保険金額	通減保険金に対応する部分において保険金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結（保険契約の更新時に保険金に対応する部分から通減保険金に対応する部分に変更される場合を含みます。）の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときはまたは保険契約が更新されたときは、変更後または更新後の金額をいいます。

用語の意味の解説を約款冒頭の「用語の意義」にて行い、参照しやすくしました。

## 従来の約款（抜粋）

## 別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 備考【別表3、別表4】

## 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

## 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とはつぎの3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

## 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

## 4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

## 5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

## 新しい約款（抜粋）

「表」を活用し、見やすさの向上を図りました。

## 表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものでつぎのいずれかの場合をいいます。
両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込のない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

支払事由に関する別表および備考を約款の本文中に記載し、お客さまにとって大切な支払事由について一覧性を高めました。